

藤沢市国土強靱化地域計画の策定について（中間報告）

1 趣旨

東日本大震災の発生以降、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（国土強靱化基本法。以下「基本法」という。）が制定され、その後、国土強靱化基本計画が閣議決定されました。また、神奈川県においても、神奈川県国土強靱化地域計画が策定されました。

このような状況を踏まえて、本市においても、防災及び減災の施策を客観的に分析・整理し、更なる充実を図ることを目的に、藤沢市国土強靱化地域計画（市地域計画。以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 概要

本計画は、いかなる災害等が発生しようとも、最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていくための計画となります。

【本計画の構成】

第1章 総論

策定の趣旨、位置付け、期間などを定めます。

第2章 本市の概況

本市の位置、地形や気象などを記載します。

第3章 基本的な考え方

あらゆる大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえ、想定する災害、4つの基本目標や8つの事前に備えるべき目標、30の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）及び脆弱性評価方法を記載します。

第4章 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに国土強靱化に資する施策について整理して、脆弱性評価結果を記載します。

第5章 リスクシナリオへの対応策

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、それぞれの施策ごとに54例の推進方法や主な取組を記載します。

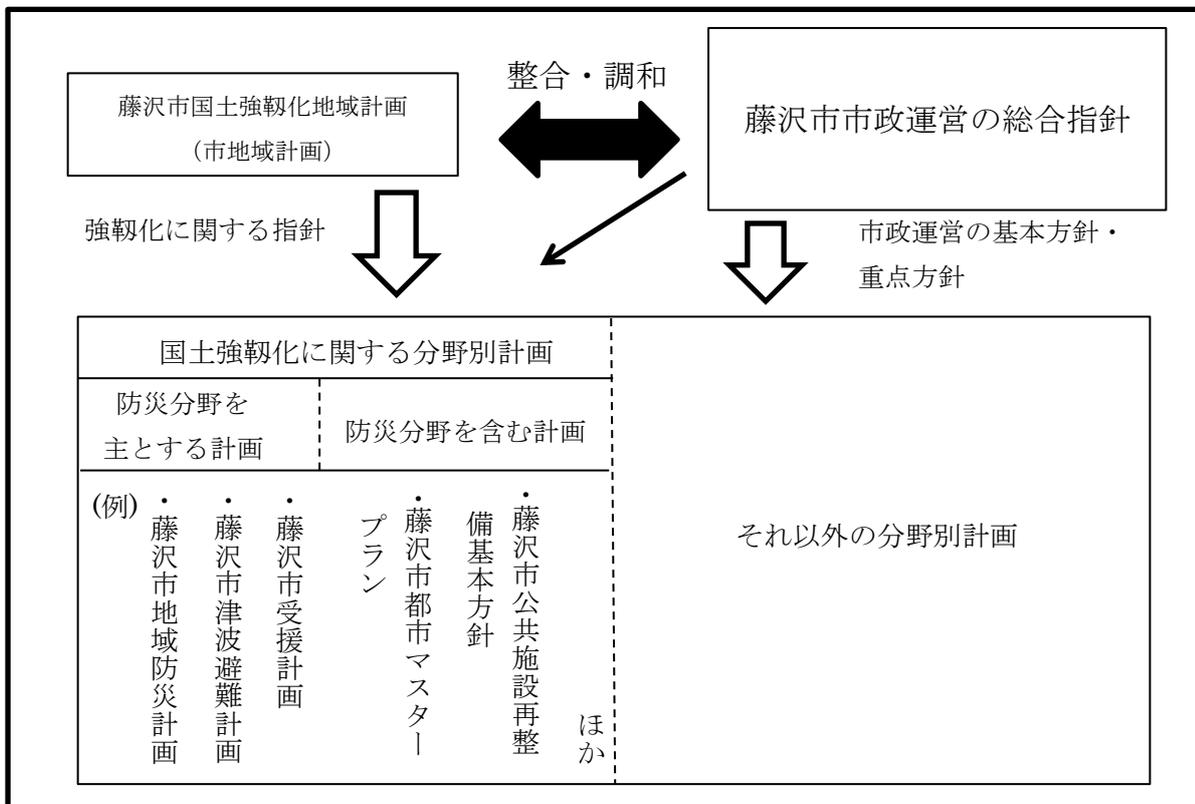
第6章 推進体制及び進捗管理

推進体制や進捗管理について記載します。

資料編 藤沢市国土強靱化地域計画に基づき実施する事業一覧

3 市地域計画の位置付け

本計画は、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となります。そのため、市政の基本方針である藤沢市市政運営の総合指針と整合・調和を図ります。



4 期間と見直し

本計画が対象とする期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 基本目標及び事前に備えるべき目標等

(1) 想定する災害

【想定リスク】

地震、地震による津波、地震による火災、浸水（洪水、雨水出水、高潮）による被害、崖崩れ、噴火などの自然災害全般

(2) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(3) 事前に備えるべき目標

<表1>

事前に備えるべき目標	
1	直接死を最大限防ぐ
2	消火、救助、救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧・復興できる条件を整備する

6 リスクシナリオの設定

<表2>

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		通し番号
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	リ-1
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	リ-2
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	リ-3
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	リ-4
	1-5	大規模な土砂災害や火山噴火の発生や情報伝達の遅れ等で多数の死傷者の発生	リ-5
2 消火、救助、救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルート途絶による、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	リ-6
	2-2	消防等の被災等による消火、救助、救急活動等の絶対的不足	リ-7
	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	リ-8
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺	リ-9
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	リ-10

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		通し番号
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	リ-11
	3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	リ-12
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止	リ-13
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	リ-14
	4-3	情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	リ-15
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	リ-16
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	リ-17
	5-3	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	リ-18
	5-4	食料等の安定供給の停滞	リ-19
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	リ-20
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	リ-21
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	リ-22
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	リ-23
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	リ-24
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生	リ-25
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧・復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	リ-26
	8-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	リ-27
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	リ-28

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		通し番号
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	リ-29
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	リ-30

7 リスクシナリオに対する脆弱性評価（抜粋）

【例】

<表3>

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	リ-1
<p>① 建築物の耐震化及び屋内収容物の耐震対策 都市の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが重要であることから、昭和56年5月31日以前に建築された、木造住宅、分譲マンション、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物及び耐震診断が義務化された緊急輸送道路沿道建築物の所有者等を対象に、既存建築物の耐震化を促す必要があります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進める必要があります。</p> <p>② 地域の安全確保 大規模地震や風水害発生時、混乱状態の中で多くの市民等が安全に避難できるよう、指定避難所、指定緊急避難場所及び道路（避難路）等の確保を進める必要があります。</p> <p>③ 消防力の充実強化 様々な災害に対する活動能力を高めるため、ソフト面及びハード面の双方から整備を進め、消防力を強化する必要があります。</p> <p>④ 地域の防災力の向上 市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、こうした防災意識の向上を図る必要があります。</p> <p>⑤ 要配慮者等の安全確保 災害時における要配慮者等の安全を確保するため、自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備するとともに、要配慮者が利用する施設や設備等の整備と防災・減災対策等を推進する必要があります。</p> <p>⑥ 関係機関との連携による防災訓練等の実施 医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等を実施するなどし、連携を強化する必要があります。</p> <p>⑦ 相互応援体制の整備・強化 災害時支援協定及び相互応援協定の締結促進と受援体制の構築を進める必要があります。</p> <p>⑧ 危険物施設等の安全対策 危険物施設等の管理者・事業者等に対し災害発生時においても、安全を確保できるよう体制の整備を図る必要があります。</p>	

8 リスクシナリオへの対応策（抜粋）

【例】（リスクシナリオを回避するための施策）

<表4>

1-1-① 建築物の耐震化及び屋内収容物の耐震対策		施-1	
推進方法	<p>・都市の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが重要であることから、昭和56年5月31日以前に建築された、木造住宅、分譲マンション、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物及び耐震診断が義務化された緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進します。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進めます。</p>		
主な取組	<p>・昭和56年5月31日以前に建築された、木造住宅、分譲マンション、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物及び耐震診断が義務化された緊急輸送道路沿道建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及・啓発を行います。（建築指導課）</p> <p>・昭和56年5月31日以前に建築された、木造住宅、分譲マンション、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物及び耐震診断が義務化された緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するための支援を行います。（建築指導課）</p> <p>・災害に強いまちづくりを進めるため、藤沢市市営住宅等長寿命化計画に基づき市営住宅の居住性の向上と活用を推進します。（住宅政策課）</p> <p>・地震発生時の家具の転倒によるケガや逃げ遅れの抑制のため、住宅等における家具固定器具の取付けの普及促進を図ります。（防災政策課）</p>		
指標等	指標	現状（年度）	目標（年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・家具固定器具の取り付け件数 ・住宅の耐震化率 	<p>158件（R1）</p> <p>90.4%（R2）</p>	<p>10件（毎年度）</p> <p>概ね解消（R12）</p>

9 これまでの取組と今後の予定（スケジュール）

令和2年11月	内閣官房国土強靱化推進室によるオンライン出前講座に庁内関係課と出席し、講座後に関係課と意見交換会を実施
令和3年1月	総務主管者会議において庁内各部局へ策定の概要を説明
3月	関係課と意見交換会を実施
5月	神奈川県が主催する「国土強靱化地域計画策定の推進に関する説明会」に関係課とともにオンラインにて出席
9月	本計画の策定に向けて関係課と意見交換を実施
10月	政策会議において本計画（素案（1））を報告するとともに、庁内各部局へ意見等を照会
11月	政策会議において本計画（素案（2））を報告
12月	パブリックコメントの実施
	市議会定例会において本計画（素案）を報告
令和4年2月	政策会議において本計画（最終案）を報告
	市議会定例会において本計画（最終案）を報告
3月	本計画の策定

以上
（事務担当 防災安全部 防災政策課）